

国家金融監督管理総局、銀行貸付業務の「三つの管理弁法」を改定 固定資産貸付・流動資金貸付・個人貸付の制度明確化

国家金融監督管理総局は 2024 年 2 月 2 日、《固定資産貸付管理弁法》（国家金融監督管理総局令 2024 年第 1 号）、《流動資金貸付管理弁法》（同令 2024 年第 2 号）、《個人貸付管理弁法》（同令 2024 年第 3 号）の銀行貸付業務の「三つの管理弁法」を公布しました。これらの弁法は 2024 年 7 月 1 日より施行されます。

「三つの管理弁法」は、《固定資産貸付管理暫定弁法》（中国銀行業監督管理委員会令 2009 年第 2 号）、《流動資金貸付管理暫定弁法》（同令 2010 年第 1 号）、《個人貸付管理暫定弁法》（同令 2010 年第 2 号）および《プロジェクト・ファイナンス業務ガイド》（銀監発 [2009] 71 号）を改定したもので、旧弁法は新弁法の施行と同時に廃止されます。

主な改定内容には、固定資産・流動資金の貸付用途および対象範囲拡張、貸付期限要求の明確化、受託支払金額基準の最適化、オフサイト調査などの貸付調査方法の明確化、プロジェクト・ファイナンスを独立した条項として《固定資産貸付管理弁法》に組み入れる、などが含まれます。

<主な改定内容>

項目	対象弁法	内容
貸付用途・ 対象範囲	固定資産 (プロジェクト・ ファイナンスを 含む)	<ul style="list-style-type: none"> 貸付人が法人/非法人組織（関連規定により銀行貸付できない主体は除く）へ実行する、借入人の固定資産投資に用いる人民元・外貨貸付 固定資産投資とは、借入人の経営過程における固定資産の建設・購入・改造などに関する行為を指す プロジェクト・ファイナンスとは、以下の特徴に合致する固定資産貸付を指す： <ul style="list-style-type: none"> 貸付用途は、通常一つ/一組の大型生産装置・インフラ・不動産プロジェクト・その他プロジェクトの建造（建造中・建造済みプロジェクトに対する再融資を含む） 借入人は、通常当該プロジェクトの建設・経営、あるいは当該プロジェクト・ファイナンスのために特別に組織された企業・事業法人（当該プロジェクトの建設・経営・資金調達に主として従事する既存の企業・事業法人を含む） 返済原資は、主として当該プロジェクトから生じる売上収入・補助金収入・その他収入に基づき、一般的にはその他の返済原資はないものとする
	流動資金	<ul style="list-style-type: none"> 貸付人が法人/非法人組織（関連規定により銀行貸付できない主体は除く）へ実行する、借入人の日常的な経営の資金繰りに用いる人民元・外貨貸付 借入人の株主配当、金融資産・固定資産・持分などの投資、国家が禁止する生産・経営の分野/用途に用いてはならない

貸付期限	固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には 10 年を超過不可。10 年超の貸付の必要が確かにある場合、貸付人の本店が審査批准、あるいは実際の状況に応じて相応する階層に審査批准の責を慎重に授権
	流動資産	<ul style="list-style-type: none"> 原則 3 年を超過不可。経営から生じるキャッシュフローの回収サイクルが比較的長くなる場合、貸付期限を適当に延長可能、ただし最長 5 年を超過しない
受託支払の金額基準	固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 借入人の取引対象に対する支払金額が 1,000 万元超/件の場合、受託支払方式を採用する必要あり
	流動資産	<ul style="list-style-type: none"> 以下の状況のいずれかに該当する場合、受託支払方式を採用する必要あり <ul style="list-style-type: none"> 貸付人が借入人と新たに与信業務関係を構築しており、かつ借入人の信用状況が一般的 支払対象が明確、かつ借入人の取引対象への支払金額が 1,000 万元超/件 貸付人が認定するその他の状況
緊急時の受託支払	共通	<ul style="list-style-type: none"> 貸付資金の使用記録が良好な借入人に対して、契約書の貸付用途の範囲内で、合理的な緊急使用ニーズが生じた場合、貸付人がリスクコントロール可能と評価し、借入人が提出する受託支払事前証明資料およびフローを簡素化し、貸付実行後、速やかに事後審査を完了させることが可能
受託支払期限	固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸付人は、原則として貸付実行から 5 営業日以内に貸付資金を借入人の口座を通じて借入人の取引対象に支払う 借入人側の原因で受託支払が完了できない場合、貸付人は借入人と合意に達した状況において、最長 10 営業日以内に対外支払を完了する必要あり 不可抗力により受託支払が完了できない場合、貸付人は借入人と協議のうえ合理的な支払期限を確定する必要あり
自主支払	共通	<ul style="list-style-type: none"> 借入人自主支払を採る場合、貸付人は、貸付資金の支払状況を定期的にまとめて報告するよう借入人に要求し、併せて口座分析・エビデンス検査・オンサイト調査などの方式で貸付支払が約定用途に合致するか、および分割方式により受託支払を回避する状況が存在していないかを検査する必要あり
実行・支払	固定資産 流動資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸付の実行・支払過程において、借入人に以下の状況が生じた場合、貸付人は、借入人と協議のうえ貸付の実行・支払条件の追加、あるいは契約書の約定に基づき貸付支払方法の変更、貸付資金の交付・支払の停止/中止をする必要あり <ul style="list-style-type: none"> 信用状況が悪化した 経営および財務状況の明らかな悪化 プロジェクト進捗が資金使用の進度に後れを取っている（固定資産貸付の場合） 貸付資金の使用における異常の発生あるいは受託支払を回避している その他の契約書の約定に重大に違反する行為
返済方式	固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸付期限が 1 年超の場合、元本の分割返済が必要。返済頻度は、原則 1 年に 2 回以上。貸付人が返済頻度を減少する必要が確かにあると評価する場合、返済頻度を最長 1 年に 1 回とすることが可能

		<ul style="list-style-type: none"> 返済原資が主としてプロジェクトの経営から生じる収入に依拠する場合、初回の元本返済日は、プロジェクトが使用可能な見込みの状態となってから満1年以内
	流動資金	<ul style="list-style-type: none"> 貸付期限が1年超の場合、借入人・貸付人双方による協議を基礎として、原則、元本の分割返済を履行し、併せて毎期の元本返済金額を慎重に約定
期限延長	共通	<ul style="list-style-type: none"> 借入人が貸付の期限延長を申請した場合、貸付人は、期限延長の原因および以降の返済計画の実現可能性を慎重に評価する 期限が1年以内の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限を超過してはならない；期限が1年超の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限の半分を超過してはならない
	固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸付人によるデューデリジェンス調査の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 借入人およびプロジェクトの発起人などの関係者の状況について、以下を含むがこれに限らない：持分関係・組織構造・コーポレートガバナンス・内部統制・生産経営・中核主要業務・資産構成・財務状況・資金調達状況・信用水準など 貸付プロジェクトの状況について、以下を含むがこれに限らない：プロジェクトの建設内容・実現可能性、関連規定に基づき取得が必要な審査批准・認可・備案などの手続き状況、プロジェクト資本金などの建設資金の原資・信頼性、プロジェクト建設請負側の資質レベル、環境リスクの状況など 借入人の返済原資状況・重大経営計画・投融資計画・将来キャッシュフロー予測状況 担保に関わる場合、保証人の保証能力・抵当（質権）設定物の価値などを含むがこれに限らない 調査が必要なその他の内容
貸付人による調査内容	流動資金	<ul style="list-style-type: none"> 貸付人は、オンサイト/オフサイトを合わせた形式でデューデリジェンス調査を履行 デューデリジェンス調査は、以下の内容を含むがこれに限らない： <ul style="list-style-type: none"> 借入人の組織構造・コーポレートガバナンス・内部統制・法定代表人並びに経営管理グループの信用などの状況 借入人の経営範囲・中核主要業務・生産経営・貸付期間内の経営計画・重大投資計画などの状況 借入人の売掛金・買掛金・在庫などの真実の財務状況 借入人の運転資金の全体コース・既存の融資性負債の状況 借入人の関係者・関連取引などの状況 貸付の具体的な用途・貸付用途に関わる取引対象の資金占用などの状況 返済原資の状況（経営から生じるキャッシュフロー・包括利益・その他の合法的収入などを含む） 担保のある流動資金貸付は、さらに抵当（質権）設定物の権利所属・価値・現金化の難易度、あるいは保証人の保証資格・能力などの状況の調査が必要 小型・零細企業への流動資金貸付は、オフサイト調査による関連情報の真実性を有効に確認できることを前提として、オンサイト調査を簡素化または不要とできる

		ただし、オンサイト実地調査の業務を簡素化・不要とする場合、貸付人は適当な比率に基づき事後実地検査を実施する必要あり
資金流用防止・ コントロール	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付人は、借入人の資金流用行為に対する監督コントロールを強化し、借入人の貸付資金の流用を発覚した場合、契約書の約定に基づき借入人に是正・早期返済の要求や貸付リスク分類の格下げなどの相応措置を講じて監督コントロールを実施
知的財産権・ 無形資産	固定資産 流動資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 特許権・著作権などの知的財産権、探鉱権などの無形資産に対して行う貸付は、貸付プロジェクトの業務特徴・運営形式などに基づき《固定資産貸付管理弁法》あるいは《流動資金貸付管理弁法》を適用

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。